

「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校全体でいじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

(いじめの禁止)

生徒は、学校の内外を問わず絶対にいじめを行ってはならない。また、いじめをはやし立てたり、傍観する行為もしてはならない。

(学校及び教職員の責務)

すべての生徒が安心して学習及び学校生活を送ることができるよう、保護者や外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には真摯かつ迅速に対応し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止対策の基本となる事項

(1) 学校におけるいじめの防止

- ①生徒にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動の推進に努める。
- ②教育活動全体を通して「いじめを絶対に許さない学校」づくりを推進し、生徒・教職員・保護者が一体となっていじめ防止に努める。
- ③生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、教育活動全体を通して道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ④自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、全ての教育活動において、生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないように努める。

(2) いじめの早期発見

①いじめ調査

いじめを早期に発見するため、定期的な調査を行う。

- i 全校生徒対象「心と体の健康調査」アンケートの実施（年3回：4月、9月、1月）
- ii クラス担任との二者面談の実施（年3回：4月、9月、1月）
- iii スクールカウンセラーとの面談（毎週火曜日：希望者対象）

②相談体制

- i 養護教諭
- ii 教育相談関係教諭
- iii スクールカウンセラー

③対応

- i いじめが予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応をし早期解決を図る。

- ii 常に被害者の立場での対応を心掛ける。
- iii 分掌・学年を超えた組織的な対応により、早期解決を図る。
- iv 問題の本質的な解決まで継続的に真摯な対応を心掛ける。

④連携

- i P T A活動、三者面談など様々な機会を利用して、保護者との連携を充分に図る。
- ii 積極的に地域行事等に参加することにより地域住民との連携を深めていく。
- iii 学校警察連絡協議会を中心とした関係諸機関との連携を充分に深めていく。

⑤組織

- i 「いじめ防止対策委員会」を設置する。メンバー構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラーとする。
- ii 活動は、1)いじめの早期発見に関すること（アンケート作成・実施、教育相談等）、2)教職員のいじめに関する研修会の計画立案、3)その他いじめ防止・早期発見、早期対応・再発防止等に関すること、とする。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ①発信された情報の流通性や発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性について十分な理解に努める。
- ②情報モラル教育の充実のため、外部講師を招きインターネットやスマートフォン等の研修会を行う。
- ③ネット上に不適切な書き込み等があった場合、被害生徒・保護者へのケアおよび加害生徒・保護者への指導を十分行うとともに、必要に応じて教育委員会・警察・サーバー管理会社等の関係機関との連携を密にし、現況の回復に努める。

(4) 重大事案への対応

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害があり、または相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続しているなどの重大事案については次の対処を行う。

- ①すみやかに教育委員会に重大事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係諸機関への通報を行い支援を要請する。
- ②事案の実態把握、情報収集に努め、今後の対応について教育委員会と協議する
- ③調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 取り組みの評価・検証

いじめを隠蔽せず、その実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価アンケート等で生徒・教職員・保護者の意見を参考にし、その後の対応改善に努めていく。